（買取価格の算定に関する指針の作成等）

第三条　政府及び機構は、第二十三条第一項に基づく時価の算定について、迅速かつ適正な買取価格の算定が可能となるよう、買取価格の算定方法（簡易な方法による算定を含む。）に関する指針の作成その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（経過措置）

第四条　この法律の施行の際現にその名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を使用している者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条　機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十三条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第六条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号に次のように加える。

ト　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第五十三条第二項に次の一号を加える。

六　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合

第五十四条第一項第一号の二中「ヘ」を「ト」に改める。

第五十五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第七十六条第三項中「場合及び」を「場合」に、「申出がなされた場合に」を「申出がなされた場合及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に」に改める。

（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部改正）

第七条　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「あるもの」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二十条第一項に規定する対象事業者であるもの」を加え、「同条第一項」を「株式会社企業再生支援機構法第二十六条第一項」に改め、「場合」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあった場合」を加える。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の一項を加える。

15　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項に次の一号を加える。

三　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項

イ　次に掲げる事項の認可に関すること。

(1)　設立

(2)　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

(3)　取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4)　定款の変更の決議

(5)　合併、分割及び解散の決議

ロ　関係行政機関の事務の調整に関すること。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

政令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百四十九号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表文部科学省の項中「二、一九〇人」を「二、二〇五人」に改め、同表厚生労働省の項中「三二、四六三人」を「三二、四八五人」に改め、同表環境省の項中「一、二五八人」を「一、二九八人」に改め、同表合計の項中「二九五、六七二人」を「二九五、七四九人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表環境省の項中

「平成二十三年九月三十日までの間	一、二八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員と」
平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一、二五八人	うち、一人は、特別職の職員の定員と」

を

「平成二十三年九月三十日までの間	一、二八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員と」
平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一、二五八人	うち、一人は、特別職の職員の定員と」

に改める。

総務大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　野田　佳彦